

発 言 表

特 科 学 技 術 ・ イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 委 員 会

白 石 洋 一 君 (立 憲)

大臣・副大臣・大臣政務官

○ 高 市 国 務 大 臣

後 藤 国 務 大 臣

○ 井 出 文 部 科 学 副 大 臣

政府参考人

内 閣 府 奈 須 野 太 科 学 技 術 ・ イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 事 務 局 統 括 官

文 部 科 学 省 安 彦 大 臣 官 房 審 議 官

文 部 科 学 省 木 村 大 臣 官 房 審 議 官

遠隔教育を採り入れて、廃校せずして適正規模(40人学級)を維持する選択肢を！

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○下条委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 立憲民主党の白石洋一です。

まず、愛媛県などで行っている県立高校の再編
問題についてお伺いしたいと思います。

人口減少で高校生の数が少なくなっている、見
込みも少なくなっている。一方、やはり財政のこ
とはあると思います。人口が減ってきたらその分
予算も減らされる。これはやはり文科省さんに考
えてほしいんですけれども、固定費というのがあ
りますから、そんなに急激に減らさないでほしい
というのがまず一つあります。

そして、各県においていろいろルールを作って
いるらしいんですけれども、愛媛県についてはこ
ういうルールがあります。入学生が八十人以下の
状況が三年続いたら、そしてその後も増える見込
みがないならば、募集停止を行う。つまり、一学
年二クラスの状況が三年続くのであれば、もう募
集停止しますよ、行く行くは廃校になりますよと
いうのがあって、それを避けるために今再編する
んだということをやっているんですね。でも、そ

の再編の中身は、実質廃校も含まれているわけ
です。

そこで、今愛媛県の中ではいろいろな議論があ
るんですけども、例えばタウンミーティングと
かで私なども発言しているんですけども、この
愛媛県のさっきのルール、これから、そこが発端
点でやっているんですけども、それは対面を前
提にしているんですね。対面授業で一学年八十人
ということなんですけれども、DXのことを考え
たら、今ずっと議論になっています、今の技術の
ことを考えたなら、遠隔教育も含めて八十人を確保
するという国としても推奨すべきじゃない
かなと。

それができたら、遠隔通学ですね。やはり二校
を一枚にしたなら、従来だったら近所だったものが
遠くに通学しないといけないということになって
しまいます。でも、それを遠隔教育で二つの高校
をキープし、そして、授業をするときは一人の先
生が二つの高校の二つのクラスを教えていたら、
実質一学年八十人以上をキープできる、維持でき
るということ、つまり、廃校せずして適正規模を
維持することができんじゃないかと思うんです
けれども、文科省さんの今の考え方はいかがでし
ょうか。

○井出副大臣 ありがとうございます。

まず、公立高等学校の配置につきましては、昭
和三十六年にいわゆる高校標準化法という法律が
制定をされて、当時は、高校教育の普及です
とか、その増えるニーズに対して高校教育を提供
していこう、その設置主体は原則都道府県であっ

て、都道府県が適正配置の努力義務をその法律で
定められております。

近年は、先生御指摘のとおり、人口減少の中で、
どうやって地域の高等学校教育を守っていくかと
いう視点かと思えます。その際には、生徒さんで
すとか保護者、また地域のニーズをきちっと酌み
取った、ボトムアップからの意見をきちっと聞いて
都道府県がその配置を決めていくということが
前提になろうと思います。

そうした中で、今先生お話をしました遠隔授業
の活用というものは、これは、中山間地、離島等に
関するところで、令和三年度から十三の道県で実
証実験等しておりますが、今本当に地方におい
ては高校再編というものが非常に重要な問題にな
っている中で、その高校再編の在り方を考える上
での遠隔授業というものが一つの選択肢、解決の
ための一つのツールになるのではないかと、そうい
うところは我々としても問題意識を持っておりま
すので、引き続き、その検討というものを進めて
まいりたいと思います。

○白石委員 引き続き、実証実験をやっていただ
きたい。

そして、愛媛県よりも先行して高校生の数が減
っている例えば北海道であるとか高知県である
とか、もう遠隔授業をベースに高校の維持を進めて
いるところもあります。しかし、そこは、配信セ
ンターがあって、そこで複数校に対して遠隔授業
をやっているということなんですけれども、
私が提案したいのは、もう二校なり、もしかし

たら三校なりのところ、複数の校舎、これはそれぞれ昔からの高校です、昔からの高校が三つぐらいあって、そこに、教師が二校なり三校なりに遠隔授業をする。遠隔授業をする場所は交代にしてもいいんです。そうすると、対面授業とそして遠隔授業とをミックスした形でできると思うんですね。配信センターのような半ば予備校みたいな形じゃなくて、一部、一つの高校では対面、でも同時に遠隔授業も行っているからほかの校舎のところではちゃんと授業に参加できる。一つのクラスを、一体であるクラスのように運営できるというものをやってほしいんです。ここについて、副大臣、いかがでしょうか。

○井出副大臣 先生もう既に御指摘ありましたように、遠隔授業については、今、例えば、七十四単位中三十六単位までに遠隔授業を収めてほしいとか、遠隔授業をやるに当たっても、少し、必ず対面を入れてほしいというようなことはお願いをしております。

対面というものの重要性というものも我々は認識をしております、その上でそのセンター形式でやっているところもありますし、先生がおっしゃるように、学校間で連携している、やっているというところもござりますが、先生も対面と遠隔とのバランスを取ってという御提案でござりますので、今それぞれの地域で進めていただいている事例ですとか、少し、好事例なんかも今後、はきちっと見ていく必要もあるうと思えますが、しつかりバランスを取りながらやっていくということとは引き続き見てまいりたいと思っております。

○白石委員 是非それを進めていただきたい。そして、キャンパス方式というのがあります。

キャンパス方式で、教師がいるところに一度は全員集まって授業を受けるといこともミックスしながら、いろいろなやり方はあると思うんですね。今進めている、少なくとも愛媛県で進めているのは対面授業でしかない、対面授業で八十人を維持するためにはこれしかない。一部は廃校で、廃校的な位置づけになって集約するというようなことになっていきますが、それだけが一つの道ではないと思えますので、それを文科省としても、実証実験なり、あるいは、自分たちで今の技術、大体今高校に行ったら全ての人にタブレット、学生は持っていますし、教室には大きなスクリーンがあります。もう設備は整いつつあるので、これを使ってどうするかということ、好事例、あと、こういういった形でやったらどうですかとか、あるいは、それに対して支援はこういうメニューがありますと授業をメニュー化したりする、そして大切なのは、教師がそういう遠隔授業に慣れていないという点ですね、教師のトレーニング。教師がちょっとそれのためにあるんじゃないかなということも私は感じるんです。慣れていないとか、ずっと記録に残るとか、そういうこともあるかもしれない。そういうことをやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○井出副大臣 今、実証実験の方を進めておりますので、御指摘のように、対面授業をやる際に、教職員の方がそれに慣れていく、例えば、余り何か棒読みとかでやっていると思われないよとか、いろいろな本当に課題もあるうと思えますので、その辺りはその実証実験の中で、そういう課題ですとか、またメリットというものを収集して課題は解消してまいりたいと思います。

支援につきまして、ちよつと私、今、詳細の答弁がなくて申し訳ありませんが、それはまた追って確認をさせていただきます。

○白石委員 支援はこれから作っていただきたいんです、大臣、これからですね。今は一つあると思うんですけども、実証実験的なものだったと思いますが、これから全国で県立高校の再編が本先行している方だと思います。これから起こり得ることに備えていただきたいということです。

そして、都道府県で地元の人のお話を聞きながら進めているということなんですけれども、やはり、県の教育委員会がこれでやると決めたら、もう相応これを考えるのは難しい感覚がしています。

しかし、それではいけないと思うんですね。もっと話を聞いて、それは、地元の人、地元の人というの、まずは高校生、それから、高校生になる中学生、その保護者が第一ですし、あと、やはり無視できないのは、そこで卒業したOBGの方、やはり自分の卒業した母校がなくなるのはメンタル的にも精神的にもショックだと思えます。そして、そこに関わらなくても、その地域の人にとつては、高校、県立高校というのは一つの拠点だったわけですね。産業、市があったら、その高校の、農業高校だったりするところである。

それがなくなってしまうということに対して抵抗がある。

それで、そういったことをちゃんと踏まえた形で進めていくということは、これは県任せにするんじゃないくて、国としても、こんな形で進めたらどうですかという指針を出していただきたいんですけれども、副大臣、いかがでしょうか。

○井出副大臣 私、長野なんですけど、先生のお話と全く問題意識、重なる御指摘はございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、地域の皆さんですとか生徒さん、OBの方もそうだと思いますが、いろいろな皆さんの御意見を聞いてボトムアップで合意形成をしていくということは非常に重要なことだろうと思います。

県においても、高校再編をずっと進めてきて、例えば、何かこれまで県が、基本的な考え方として大事な、持ってきたことを変えるとなると、例えば、じゃ前やった学校の再編はどうなるんだとか、いろいろな御議論があると思うんですね。

私なんかも本当に、町に町の名前のついた高校が残っているのと残っていないでは、その地域の元気といいますか、そういうものは全然違うと思いますし、長野県なんかは、地域校という扱いで、人数の少ないところをちよつと残すというふうなこともやっておるんですが、本当にOBの方のつらいお気持ちというの私も聞いたことがございますので、そこは都道府県にきちっと粘り強く合意形成を図っていただきたいと思えますし、国としては、その基準、こうあるべしみたいなものというのとはなかなか難しいと思いますが、高校再編

の中でこういう課題が浮き彫りになってきている、そういった課題の抽出というふうなことは御協力は十分できると思います。

○白石委員 昔からやってきたことを変えるのは難しい部分はあると思いますが、一貫性の問題でも、技術の進歩というのものもあると思います。それを議論するのは、こういう、この委員会だと思えますので。

それも踏まえた上で、是非文科省の中で、高等学校教育の在り方ワーキンググループというのが昨日立ち上がったらしいんですけども、是非、この高等学校教育の在り方ワーキンググループ、県立高校の再編の、特に統合を含めた再編の課題の洗い上げと深掘りを、国としても議題としてここに入れていただきたいんです。いかがでしょうか。

○井出副大臣 先生の御質問のとおり、昨日、中教審の中に高等学校教育の在り方ワーキンググループを設置をいたしました、人口減少への対応ですとか、また、もう一つ、成人年齢が引き下がったことですか、それから先生御質問のDXに関する対応等を背景に議論をしていこうということにしております。

その中に、高等学校制度の望ましい在り方、全日制、定時制、通信制等、そうした高等学校の在り方についても一つ論点として議論する予定にはしております。

○白石委員 それともう一つは、この再編というのは、廃校も含めた縮小の面だけじゃなくて、いろいろな学科をつくりますよという二つ目の面が

あるんですね。そこには、科学技術も踏まえた例え情報マネジメントであったり生活科学であったり、中には、マリネビジネスとか島の農業とか、あとはスポーツとか、そういった、県立高校で今までなかったような新しい学科がたくさんできまよというふうになっているわけです。これで、特色ある県立高校、そこで学生が来やすいように、ほかの地域からも引越してくるような高校になってほしいという願いも込めて、時代に合った学科をつくらうとしているんですけれども。

私も、親の立場で見ると、これだけ高校のときから分野を絞ってしまつて大丈夫なのかなど。やはり、普通科というのが一つあつて、そこが大きな部分を占めるというのに慣れているものですか。そして、進路というのは試行錯誤しながら二十代をかけて決めれば良いというふうな考え方もあるんですけども、高校のときからこれだけ絞るといふことについて、国としては、この県の試みをどういふふうに見ていらつしやいますでしょうか。

○井出副大臣 高校の再編を進める上で新しい学科を設けるといふのは、各地でそういう取組があるんだと思います。先生がおっしゃるように、例えばその卒業生であれば、少し聞いたことのない学科の名前が出てきて、一体どんなことをやるんだらうとか、進路を絞り過ぎじゃないかというふうな御懸念もあろうかと思えます。

ただ、一方で、例えば私の地元の工業高校なんかは、工業高校なんだけれどもプログラミングというものを、それは生徒さんのニーズが多いんで

国際卓越研究大学助成でも大学自治は守れ！地方大学への支援を怠るな！

すけれども、をやってみたりとか、やはりニーズに応じて教育の内容を多様化していく、そういう面では新しい学科も必要なんだろうとは思いますが、今まだ、新しい学科ができて、卒業生

がちよっとしか出ていないとか、これから卒業生が出るというところでの御不安が大きいかと思えますので、その御不安をしっかり解消できるような、そういう教育それからまた進路指導というものをやっていただきたいと考えております。

○白石委員 ありがとうございます。

文科省さんは、ここまでの質問ですので、もう退席されて結構です。

次に、国際卓越研究大学についてお伺いします。これは、今採択に向けて進んでいると思うんですけども、それに向けての前提であります基本方針の案ができたところだと思っております。

そこで、従来からの懸念であります、大学の自治の観点から、政府の関与、これはない方がいいんです。ちゃんとない形になっているのかということと、もう一つの質問も併せます。経営組織が、つまり事業財務部門が教学組織を支配してしまうようなことになっていないか、そういうことにならないような担保がちゃんとあるのか、確認したいと思えます。いかがでしょうか。

○木村（直）政府参考人 答え申し上げます。

国際卓越研究大学でございますけれども、こういった大学を実現するに当たりましては、経営の意思決定において、国内外の先端的な研究や大学の経営の動向、さらに社会ニーズなどを踏まえるこ

と、これが重要でございまして、多様な専門的知見を生かせる合議体によるガバナンス、これが必要だということで、基本方針の方でも求めてございます。

一方で、この合議体の構成員といった人選につきましましては、こういった世界最高水準の研究大学の使命も踏まえつつ、あくまでも各大学法人において検討いただくということでございます。大学の自治を侵害するということにはならないというふうに考えてございます。

さらに、この基本方針において、その合議体でございすけれども、中期の経営戦略などの重要事項の決定、それから執行部の業務執行の監督などに権限を有するというところでございまして、いわゆる教学事項などに関するマイクロマネジメントについては行わないということを規定してございます。

したがって、個々の研究内容あるいは講義のシラバスといった内容などの教学事項については介入すべきでないということにしてございまして、文科科学省としても、このような考え方に基づいて適切に制度を運用してまいりたいというふうに考えてございます。

そして、この合議体の具体的な位置づけでございますけれども、国公私の設定形態による制度の違いを踏まえたものになるというふうに考えてございまして、例えば私立大学におきましては、既に私立学校法に基づきまして、合議体として、学校法人に理事会とか評議員会、こういったものを設置しなければいけないということになってござ

います。一方、国立大学につきましては、現在、合議体によるガバナンスを前提とした制度となっております。そういったことから、合議体の意思決定機関を置くことができるよう、現在、国立大学法人法の改正に向けた検討を進めているといった段階でございます。

いずれにしても、基本方針の考え方に基づいて、文科科学省としては、適切にこの制度を運用してまいりたいというふうに考えてございます。

○白石委員 次に、十兆円ファンドの現在の状況なんですけれども、これは次の藤岡委員が質問を用意していただきますので、そちらに委ねたいと思います。今、状況は悪いですけども、どうするのかというのは大きな懸念点です。

そして、卓越大学が何百億円もの助成を受けて科学技術を進める、これはいいことなんですけれども、一方、地方大学はどうなんだというのがあります。

四十七都道府県、こういう卓越大学だけではないけれども、地方、地域にとって重要で、しかも、その地域の地場の産業と連携しながら研究を進めているというところがあります。そこに対して手を抜いてはいけないうるんですけども、地方大学への資金助成というのはどういう状況でしょうか。これは高市大臣、お願いします。

○高市国務大臣 トップの研究大学だけではなくて、特定分野に強い大学、また地域の拠点となる大学など、様々な機能を担う大学全てが我が国の知の基盤として重要だと考えております。ですから、大学ファンドによる限られた大学へ

の支援だけではなくて、自身の強みを発揮して地域課題を解決するといったことなど、実力と意欲を持つ大学に対する支援策を地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージとして決定をいたしました。これで日本全体の研究力を上げていきたいということです。

この総合振興パッケージで、各種予算事業による支援策というものに加えて、政策課題ごとに各関係府省の事業を整理した事業マップによるシームレスな地域課題解決の促進ですとか、構造改革特区制度を活用した制度改革など、政府全体の施策を総合的に取りまとめました。

大学現場にとって実効性のあるパッケージとなるように着実に推進をしますし、また、委員始め先生方の御意見も伺いながら、更なる充実と強化に向けて取り組んでまいります。

○白石委員 大学に対する助成制度というのは、文科省だけじゃなくて、経産省だったり、農水省だったり、環境省だったり、国交省だったり、たくさんありますので、是非そこは統括して、パッケージということですので、そこに行けばワンストップでどんなものがあるというのが分かるようにしていただきたい。

今、補正予算が策定されているところだと思うんですけども、それに、非常に大きな金額ではありませんが、その一部は当然この地方大学に該当するものがあると思うんですけども、状況を教えてください。

○奈須野政府参考人 お答えします。令和四年度第二次補正予算でございますけれども

も、地方大学関係で主要な予算事業に対して約二千二百億円を文部科学省に計上しております。

この中には、大学の強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下で、国際展開や社会実装の加速などの実現に必要な環境構築の取組を基金事業によって支援する、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業が含まれております。

こうした支援で、大学における戦略性に基づきまして安定的、継続的な運営が可能になることで、大学ファンドの支援対象大学と地域中核、特色ある研究大学とが相乗的、相補的な連携で共に発展を遂げて、我が国全体の研究力向上につなげたいというふうに考えております。

○白石委員 本予算に比べて補正予算の規模が大きいですから、ちゃんと地方大学に、こういう情報に疎いところもあるかもしれません。というのは、こういった補助金の申請というのは、教員自らやるところがありますので、ちゃんと地方大学に、教員に届くように周知しないといけないと思うんですけど、じゃないと、そういったところにさといところはしっかり申請してがっちり取るけれども、そうじゃないところは、本当は発展性がある研究をしているのに資金が行かずに終わってしまうということになります。

地方大学への周知について、高市大臣、お願いします。

○高市国務大臣 一義的には、個々の事業の目的とか趣旨、活用方法につきましては、文部科学省や、また施策によっては経済産業省などが現場の関係者に対して丁寧に説明していただくことだと

思います。内閣府としても、このパッケージを取りまとめているということでございますので、パッケージの目的ですとか意義に合わせ、主要な事業内容につきましては、シンポジウムやデジタル広報を通じて、大学現場だけではなくて産業界や自治体など、多くの関係者に対して広く周知できるように努めてまいります。

○白石委員 よろしくお願いします。終わります。